

■平成22年度分 HNS 証明書発行に関するお知らせ■

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成22年度分のHNS証明書については、証明書発行料を**10%値下げ**させていただきます。
詳しくは、別途掲載の「HNS資機材要員配備証明書発行に係る料金規程」をご覧ください。

また、今後HNS証明書申込み時には、以下のとおり入力必須項目が追加されることとなりますので、ご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。

■入力必須項目の追加について■

平成20年度より発行を開始しましたHNS証明書は、お陰様で多くの方々にご利用頂いております。しかしながら、証明書を取得されました船舶の事故（座礁・衝突等）が少なからず発生しております。

このため当センターとしましては、**事故発生時に船主等関係者から通報を受けた場合、より迅速に現場へ急行し適切なサービスを行うために、事故船舶の位置を的確に把握するなどの目的**で当初から**AIS（船舶自動識別装置）**を利用した位置確認システムを導入する準備を進めて参りました。

この度、弊センターにおきましても、平成22年度からAISの運用を開始することとなりましたので、AISの運用に必要な情報である**信号符字（コールサイン）**と**MMSI番号**をHNS証明書申込時の入力必須項目とさせていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。今後HNS証明書を取得する予定の船舶については、事前にこの情報の入手をお願いいたします。

なお、**MMSI番号**は9桁の数字で構成されておりますが、申込みの際には入力ミス等も考えられます。よって、このため補足データとして**信号符字（コールサイン）**も船舶を特定する個別情報として必須項目とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

AIS：船舶自動識別装置 《Automatic Identification System》

当該装置は下記のとおり船舶設備規程第146条の29（最終改正：平成21年4月27日国土交通省令第31号）に基づき、

外航の船舶は300GT以上

内航の船舶は500GT以上

に搭載が定められており、**船舶それぞれを識別する番号（MMSI番号）**が割り振られております。

船舶設備規程第146条の29

最終改正：平成21年4月27日国土交通省令第31号

（船舶自動識別装置）
第四十六条の二十九

総トン数三〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて国際航海に従事するもの並びに総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて国際航海に従事しないものには、機能等について告示で定める要件に適合する船舶自動識別装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。